

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は、原子力発電所の安全面の不安除去より、経済的利益や夏場の電力不足回避を優先し、関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機の再稼働を決断した。

その「安全対策」は、政務三役を現地に常駐させる特別な監視体制であり、原子力規制の新組織が発足するまでの暫定的な体制である。

ドイツは、福島第一原子力発電所事故の後、経済界の意見を押し切って、2022年までの脱原発をいち早く決めた。我が国は、世界唯一の原爆被爆国であり、原発事故では未曾有の被害を出した国で、国民の原発に対する不安は計り知れない程深刻なものがある。

我が国の原発は、50基のうち約3分の1が「高経年化炉」という古いものである。これまで、トラブルや事故を幾度となく起こしてきたが、対処療法で対応してきた。そんな中で、原発事故は起きた。今後、地震国といわれる我が国で事故が起きない保証はない。

政府は、政治と経済的利益から独立した、高度な知識を有する専門家の判断による安全基準の策定が出来る新組織を設置すべきである。

よって、国におかれては、原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、事故の原因究明と新たな安全基準を策定し、慎重に対応するとともに、自治体関係者や住民に対して丁寧に説明を行い、十分な理解を得た上で行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月28日

岐阜県山県市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
文部科学大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（原子力行政）
内閣官房長官